♦ ♦ 雜 公

平和四年四月十五日第三八年四月十五日第三八日本 - 便物認可

## 目 次

**◇** ◆ 告 規

示 則 鳥取県開拓審議会規程の一部改正 土地改良事業計画の縱覽

鳥取県種兎場指定要綱の一部改正ブルセラ病検査等の実施公有水面埋立の認可

報告

部改正

市町村職員共済組合規約の一部改市町村職員共済組合役員の退職准看護婦試験の実施

鳥取取開拓審議会規程の一 部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十一年六月八 日

則

規

鳥取県知事 遠

茂

藤

鳥取県規則第三十九号

鳥取県開拓審**議**会規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第 鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(組織)

第二条 審議会は、 知事及び委員三十七 人以内で組織す

第三条中「及び地方委員」を削る。

植者選定部会の五部会」を「及び金融部会の三部会」に 第五条第一項中「金融部会、地方土地部会及び地方入

改め、 同条第二項を次のように改める。

土地部会、入植者選定部会、 金融部会の各部会長に

は経済部長を充て、 第九条及び第十条を削り 部会に属する委員は会長が指名す 第十一条を第九条とし以下

順次二条ずつ繰り上げる。

第2724号

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ るときは縱覽期間満了後十日までに書面をもつて知事

 $\equiv$ 

倉吉市役所

兀

異議の申立 縦覽の場所

則 E から施行する。

ح

0

規則 は、 公布 Ø

告

申請を適当と決定した。よつで次のように縦覽に供する。 業計画を変更するための認可の申請があつたので、 条第一項の規定により、忰谷土地改良区から土地改良事 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八 土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

縦覽に供すべき書類の名称

縦覽の期間 土地改良事業変更計画書の写

倉吉市役所

昭和三十一年六月九日から同年六月二十八日まで

示

鳥取県告示第二百三十六号

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)

第四十八

当該

該申請を適当と決定した。

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事 遠

藤

茂

土地改良事業変更計画書の写

縦覽の期間

利害関係人において公告に係る決定に対

四

異議の申立

して異議があ

に申し立てること。 るときは縱覽期間満了後十日までに書面をもつて知事

該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、 事業計画を変更するための認可の申請があつたので、 条第一項の規定により、岩井手土地改良区から土地改良 よつて次のように縦覽に供す

縦覽に供すべき書類の名称

昭和三十一年六月九日から同年六月二十八日まで

好。

西伯郡淀江町長 石原 徹造 埋立の追認を受けた者

鳥取県告示第二百三十九号

。検査及び駆除を実施するから家畜傳染病予防法 者に対して検査又は駆除をうけることを命ず 十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛 **次のようにブルセラ病検査、** 結核病検査並びに 肝てつ、 (昭和二 の所有

昭和三十一年六月八日

鳥

第二項の規定により、

次のように公有水面埋立の追認を

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条

取 県

鳥取県告示第二百三十八号

公 報

に申し立てること。

金曜日

した。

昭和三十一年六月八日

鳥取県知事

遠

茂

\_ =

> 鳥取県知事 遠

実施の目 ブルセラ 病 結核病及び肝てつ予防

のため

別表のとおり

実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域

牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 搾乳の用に供し又は供する目的で飼育してい る雌

生後六箇月、 分娩前一箇月及び分娩後十日

0

造成

埋立追認の面積 埋立追認の 目 的

3 -

昭和31年6月8日

旧河川敷

埋立追認の場所

西伯郡淀江町大字今津字村內三九八ノ五番地先今津

八十六坪

学校敷地

內

鳥取県告示第二百四十号

第2724号

昭和三十一年六月八日

試驗場所

鳥 取 県 公

健衛生所し

公 告

に改める。

鳥取県種兎場指定要綱の中 「地方事務所」 を「家畜保

鳥取県知事

号)第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第二百三

鳥取県知事

遠

茂

四 理学療法

5

昭和三十

一年七月十二日

(学科)

午前九時か

試験日時

鳥取保健所

(鳥取市二階町四丁目)

受験資格

昭和三十 年七月十三日 (実地) 午前九時か

=試験科目 解剖生理

鳥取県種兎場指定要綱(昭和二十四年二月鳥取県吿示第

五十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年六月八日

細菌及び 消毒法

個人衞生

食餌療法

薬理概論 一般看護法(理論及び実地)

看護史及び看護倫理

内科疾患及び看護法 看護の原理及び実際

外科疾患及び看護法 小兒科及び看護法

眼科、 産婦人科疾患及び看護法

皮膚泌尿器科疾患 **歯科及び耳鼻いんこう科疾患** 

昭和31年6月8日 取県公報 金曜日。鳥 第2724号 注 别 五四 六月十二日 肝てつ検査 十八日 肝てつ駆除 結核病検査 検査・注射の 実施の期日 ブルセラ病検査 射旋 表 六月十五日 別及びその方法 ッ 別表の 1 定 Ħ ベル キサク ブル 渡辺氏式虫卵検査 小野氏式皮內注射反応検査 とおり クリン皮内注射反応検査 米子市旧尚德村 会見町旧賀野村 米子市旧巖村 岸本町旧大幡村 D D セラ急速凝集反応検査 福原 旧幡郷村 施 福榮 皆生 エタン製剤投与 区 域 同上 実施場所 十二日 干 H 二十六日 二十三日 二十五日 日吉津村 米子市旧成美村 西伯町旧大国村 米子市旧大和村 大髙村 春日村 県村 境港市旧外江町 旧上道村 旧崎津村 旧彦名村 旧五千石村 旧夜見村 旧天津村 旧富益村 旧大篠津村 旧中浜村

七

受験願書の提出

先

のあるも

Ø は受理

す

る

鳥取県衛生部衛生課

(鳥取市東町九九、

100)

3

写真(手札型とし出願前六筒月以内に正面で撮影

ること。

既納の手数料は返還し

を受験願書にはつて納付することただし県外から受 受験手数料として四百円に相当する鳥取県牧入証紙

験しようとするときは、現金又は普通爲替で送付す

八

受驗手数料

2 1 込の者を含む) 関する学科を修めた者(試驗当日までに二年修業見 厚生大臣の定める基準に従い、 文部大臣の指定 した学校において二年間の看護に 都道府県知事の指

社会主義共和国連邦、

樺太、

千島、

北緯三十八度

以

ピ

エ

昭和二十年八月十五日以前から引き続きソ

- 定した准看護婦養成所を卒業した者 に卒業見込の者を含む) (試験当日まで
- 3 護婦になるのに必要な学科を修めた者 までに三年以上修業見込の者を含む) だなるのに必要な学科を修めた者(試驗当日文部大臣の指定した学校において三年以上看
- (口 (試験当日までに卒業見込の者を含む) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者
- (1) 看護婦発許を得た者のうち、 い者で厚生大臣の定める基準に従い 外国の看護婦学校を卒業し、 者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者 て看護婦免許を得た者で厚生大臣が州中に掲げる 四 の 3 の または外国において 知事が適当と認 以に該当しな

外国の看護婦学校を卒業し、または外国におい

する。 資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する 看護婦法第二十三条の規定する准看護婦試験の受験 ゆる看護の業務に従事しておりかつ保健婦、 中国本土等の地域内において引き続き三年以上い 驗の当日において満十七年以上の者であつて満州、 十三年法律第二百三号)第五条または第六条に規定 当該地において保健婦、 つて昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で 北の朝鮮、 ものであると知事が認めた者 業務を行つていたもののうち准看護婦試験受 関東州、 満州又は中国本土の地域内にあ 助産婦、看護婦法 (昭和二 助産婦、

Ŧī. 試験の方法

学科試験及び実地試験とする

受験願書の提出期限

六

昭和三十一年七月七日までとし期限経過後の願書は 受理しない ただし郵送の場合は七月七日付 Ø 消 印

学校を卒業しまたは外国において看護婦免許を得 業証明書も と認めた書類の写 たことを証する書面に厚生大臣が受験資格がある しくは卒業証明書または外国の看護婦

- する書面 しまたは外国において看護婦免許を得たことを証 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業
- 5 ること 四 の 5 に該当する者は次に掲げる証明書を添付
- 院長、科主任、 いた者 係が明らかである者 る地区における政府または軍の医療関係機関に が業務に従事 て右と同様な地位にあつた者で被証明者との 被証明者の上司であつて責任ある地位につ 5 たとえば政府雇問、 していた病院または診療所の所在す 総婦長等の証明書または被証明者 Ø 証明書 軍雇問、 病院長、 T
- ·(口) 助産婦、 を引き続き三年以上行つて 看護婦法第五条又は第六条に た ح

- 九 提出書類
- 受驗願書(別記様式一)
- 履歷書(別記様式二)
- したもの) したものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載 (A) 四の1または2もしくは3 の (イ) (口)
- 明書 者は修業証明書 (卒業見込証明書) (修業見込証明書) または卒業証 に該当する
- 0 に該当する者は外国の看護婦学校修

(4)

を確実に証明する書類

雜

報

第2724号

て退職したので法第六条第八項の規定に基き公告する。 本組合監事尾方英一は昭和三十一年五月三十一日を以つ

昭和三十一年六月八日

鳥取県市町村職員共済組合理事長

坂出

雅巳

昭和

年

ので関係書類を添えて出願します

昭和

月

日 右

氏

名

明書でありかつ証明の内容が証明者の確実に証明

証明書は信賴するに足ると認めるられる者

の証

できる範囲内のものであること

戶籍抄本

受験票の交付

樣式

受験願書を受付たときは受験票を送付する

本籍 准看護婦試驗受險願

住所

氏~ 年 د کر 10

月

日生

がな)

日施行の准看護婦試験を受けたい

職歴 学歷

右のとおり相違あり 賞罰

「備考」

記載すること 月 ません 日 右 氏

用紙は日本標準規格B5とし墨又は 名 1

「備考」 本籍 履 記載すること 歷

書

樣式

名 殿

鳥取県知事

氏

用紙は日本標準規格B5とし墨叉はイ ンキで

氏へ

住所

がな) 名

月 日生

年

**(P)** 

ンキ で

以内に組合に払い込まなければならない。 他これに準ずべき事由により退職給付を受けることと なつた者に係るものを当該事由が生じた日から六十日 金に関する条例の適用を受ける職員の範囲の拡張その り市町村が負担する追加費用で退職年金及び退職一

2 組合が当該組合員に積み立てるべき責任準備金の額に 則」という)別表第二号表の率を乗じて得た額から給 規則第四十条第一項に規定する割合を乗じた額を控除 付すべき退職給付が退職一時金であるときは当該退職 令に応ずる市町村職員共済組合法施行規則 が退職年金であるときは当該退職年金の年額にその年 一時金の額から前項に規定する事由が生じた日に於て して得た額に相当する金額とする。 前項に規定する追加費用の額は給付すべき退職給付 (以下 · 「規

規約は、 公告の 日から施行し昭和三十 年一 月

日 から適用する。

第四十三条の二 第四十三条の次に次の一条を加える。 町村は法附則第三十六項の規定

9

昭和31年6月8日

鳥取県公報 金曜日

治庁長官の認可を受けたので法第三条第三項の規定に基 左記の規約一部改正に関し昭和三十一年五月二十二日自 き公告する。

H

坂出

雅巳

昭和三十一年六月八 組合規約の一部を改正する規約 鳥取県市町村職員共済組合理事長

組合規約の一部を次のように改正する

に改める。

第四十三条中「附則第三十五項」を「附則第三十六項」

によ

の二に規定する追加費用でこの規約の施

rrrt <b>v</b>	******	昭和31年6月8日	金曜日	鳥	取	県	公	報	第2724号	10
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可	•								一号)の公告の日」と読み替えるものとする。組合規約の一部を改正する規約(昭和三十一年	事由が生じた日」とあるのは「鳥取県市町村職員共済行前に生じた事由に係るものについては同条中「当該
発行日、火、金									えるものとする。	「鳥取県市町村職員共済については同条中「当該
印発	•			in-services						
例 所 鳥 取 県 印得取県鳥取市東町、泉 り 県鳥 取市東町、泉 東東町、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東		gy **								
刷所県						•				